様式第１６（第４０条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定申請書  申請年月日　 　　　2025年　1月　24日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな） かぶしきかいしゃ　さかい  一般事業主の氏名又は名称　株式会社サカイ  （ふりがな）ささき　みゆき  （法人の場合）代表者の氏名 佐々木　みゆき  住所　〒811-0203  福岡県福岡市東区塩浜1-27-24  法人番号　7290001003132  　情報処理の促進に関する法律第３１条に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 当社におけるDX戦略について | | 公表日 | 2024年12月1日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 公表方法：当社ホームページに掲載  公表場所：<https://sakairib.com/wp-sub/dx-report/>  記載箇所：1.はじめに | | 記載内容抜粋 | 近年、生成AIやクラウド技術などのデジタル技術が急速に進化し、コロナ禍を契機としたリモートワークの普及により、業務プロセスのデジタル化が加速しています。当社では、これらの環境変化を踏まえ、デジタル技術の活用を通じた業務の最適化と、競争力の向上を図る必要性を強く認識しています。  このような状況の中、これまで積み上げてきた当社の強みであるデザイン力と技術力という強みにデジタル技術・顧客データ等の社内データを掛け合わせることで、製品価値の向上・利益最大化・社員の働き方改善など、社会全体に新たな価値を提供できると考え、以下のＤＸ戦略を策定しました。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 取締役会で決議された事項に基づき作成し、取締役会で承認を受けた。 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 当社におけるDX戦略について | | 公表日 | 2024年12月1日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 公表方法：当社ホームページに掲載  公表場所：<https://sakairib.com/wp-sub/dx-report/>  記載箇所：2.DX戦略 | | 記載内容抜粋 | 【製造現場のＤＸ化による製造ライン効率化】  当社では、CAD図面の作成、Gコードの自動生成および入力の全工程を自動化 することで、従来手作業に依存していた設計・入力業務の大幅な効率化を図ります。  これにより、設計段階における人的ミスの削減、作業時間の短縮、業務プロセスの標準化を実現し、リードタイムの短縮を通じて、お客様への迅速な製品提供が可能となります。結果として、市場競争力の強化と売上拡大に貢献します。  【データの一元管理】  社内に蓄積している様々なアナログデータ（受注関連・納期・マニュアル等）をデジタルデータに置換し、業務データとして一元管理していきます。  そして整理されたデータを連結・分析することで様々な分野に効果を波及させていきます。  たとえば営業では過去の受発注の傾向を整理することで効率的な営業活動を行い、売上げを向上させることが望めます。  また、データを活用することでお客様への理解をさらに深めることにつながり、新しいデザインの開発や新サービスを創造し、より一層のサービス向上を望むことができます。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 取締役会で決議された事項に基づき作成し、取締役会で承認を受けた。 |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 公表方法：当社ホームページに掲載  公表場所：<https://sakairib.com/wp-sub/dx-report/>  記載箇所：3.DX戦略の推進における組織づくり・デジタル人材の育成・確保 | | 記載内容抜粋 | DX推進体制としては、社長直轄組織としてDXプロジェクトチームを発足します。プロジェクトチームは製造部門や営業・経理など様々な課を横断して、情報共有をしています。  デジタル人材の育成・確保を目的に従業員のＩＴやＤＸに対する知識とスキルを向上させるため、研修プログラムの充実とOJTを実施していきます。 |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 公表方法：当社ホームページに掲載  公表場所：<https://sakairib.com/wp-sub/dx-report/>  記載箇所：4.ITシステム環境の整備 | | 記載内容抜粋 | ・製造機械の入力自動化にむけて、特注機械を製造し、2026年に運用できるよう準備を進めています。  ・製造工場にメッシュWIFIを整備し、また各部署で製造進捗管理ができるシステムを導入し、これまで紙ベースで管理していた工程管理をデジタル化できるようにしました。  ・事業所間やお客様との業務を円滑に行うため、オンラインコミュニケーションツールを導入しました。  ・データを全社横断で収集し、分析可能なデータ連携・活用基盤を構築できる環境整備を進めています。 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 当社におけるDX戦略について | | 公表日 | 2024年12月1日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 公表方法：当社ホームページに掲載  公表場所：<https://sakairib.com/wp-sub/dx-report/>  記載箇所：5.達成度を測る指標 | | 記載内容抜粋 | 【製造現場のＤＸ化による製造ライン効率化】  旧ラインとの１製品にかかる製造時間の計測・比較。製造時間の半減を目標とする。  【データの一元管理】  アナログデータを90％デジタルデータに置換させる。 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | 2024年12月1日 | | 発信方法 | 公表方法：当社ホームページに掲載  公表場所：<https://sakairib.com/wp-sub/dx-report/>  記載箇所：6.今後の情報発信 | | 発信内容 | 当社では、DX推進の進捗状況や成果、また取り組みによって実現する社会的価値について、積極的に情報を発信してまいります。具体的には、以下の活動を予定しています。  【ホームページでの随時公開】  DX推進に関する最新情報を公開し、社内外のステークホルダーとの信頼関係を強化します。  【定期レポートの発行】  DXプロジェクトの進捗や成果、課題への対応策をレポート形式でまとめ、透明性のある情報提供を行います。  DX推進におけるビジョンや方向性について定期的に発信し、当社の取り組みへの理解を促進します。  DX推進は当社にとって単なる業務効率化にとどまらず、顧客価値の創造と社員の働きやすい環境づくりを両立させる重要な経営戦略です。  引き続き、デジタル技術を活用しながら、新たな価値を社会に提供し、更なる成長を目指してまいります。 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2024年12月頃～2025年1月頃 | | 実施内容 | DX推進指標による自己分析を実施。自己診断フォーマットを添付させて頂きます。 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2024年12月頃～2025年1月頃 | | 実施内容 | SECURITY ACTION制度に基づき、二つ星の自己宣言を行いました。 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号に掲げる基準による認定を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。